

第1章 補正

1. 概要

補正とは、出願に関する書類等について法律又は所定の様式に照らして誤記や不明瞭な記載などの記載不備がある場合に、出願人が自発的に、あるいは特許庁長官又は審判長の命令に基づいて、その記載不備を治癒するために出願後に当該出願書類等を訂正又は補充する手続行為をいう。

手続の円滑迅速な進行を図るためには、出願人が初めから完全な内容の書類を提出することが最も望ましい。しかしながら、先願主義の下では出願を急ぐ必要があること等により、実際には完全なものを望み得ない場合がある。そのため、意匠法第60条の24において、手続の補正を認めるとしている。

ただし補正は、書類等が出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われるという効果を生じるものであることから、出願当初に記載されていた内容を自由に補正できるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなる。そこで、補正には内容的な制限、及び時間的な制限が課せられている。

出願人が適法な手続補正書を提出（意匠法第68条第2項で準用する特許法第17条第4項）すると、書類等は出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われる。

2. 補正の制限

2.1 補正の内容的制限

補正は、出願当初の書類等の誤記や不明瞭な記載などの訂正又は補充にとどまるものであるから、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであってはならない。補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもってその補正を却下する（意匠法第17条の2第1項）（第Ⅵ部第2章「補正の却下」参照）。

2.2 補正の時間的制限

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意匠法第60条の24）。